

# 地方からの提案個票

＜各府省第2次回答まで＞

通番	ヒアリング事項	個票のページ
37	土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止等	1～10
35	都市公園における運動施設の敷地面積に係る条例委任	11～14
2	都市公園に設置できる施設に関する規制緩和	15～20



## 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番: 15

管理番号	10	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	国土利用計画法に基づく土地利用基本計画策定の見直し				
提案団体	関西広域連合(共同提案)滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づく府県の土地利用基本計画について、策定義務や策定に係る国への事前協議を見直すことを求める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 【制度改正の必要性】

国土利用計画法に基づく土地利用基本計画の策定・変更に当たって実施する事前協議については、「国の土地利用に係る施策をも拘束するもの」で「国の政策との関係で調整を行う必要がある」、「国との調整は、異なる土地利用相互間でどのような土地利用が適当かを総合的な観点から協議するもの」とのことであるが、国において一定の指針を示し、その範囲内での策定・変更とすることで足りるものである。地方の自主性・主体性を尊重し、地方の自己責任による計画策定とするためにも、協議事項とせず、事後報告等とすべきである。

現在、土地利用基本計画については、昨年の提案募集を受け、「運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされ、制度の運用の見直しを進められようとしているが、地域の実情に応じ、地域の特性を生かすため、地方公共団体の自主的かつ主体的に取り組む、“地方創生時代の体系へ”運用の見直しをすべきである。

## 【支障事例】

府県の土地利用基本計画については、「各種の土地利用計画を相互に有機的に連携せしめることにより、総合的な土地利用計画体系の確立を図ることとしている」とのことであるが、実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。

具体的には、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土審議会で行った際、委員から不毛、形骸化だとの意見が出たこともあり、これを受けて森林のみ審議とせず報告案件としたケースがある。森林地域の変更については、個別規制法における変更済み案件を審議している状況である。

## 根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項・第14項

## 各府省からの第1次回答

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)」については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。

さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。

事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

土地利用基本計画制度の見直しに当たっては、都道府県の意見を十分に踏まえ、不必要な国の関与はなくし、意義のあるものとしていただきたい。

なお、都道府県に意見を聞く際には、提案募集から見直しが進められていることから、土地利用担当部局のみならず、地方分権担当課の意見も聞くように配慮願いたい。

## &lt;新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;

島根県、香川県、福岡県

○実態は個別規制法の地域・区域に合わせたものにすぎず、現在の計画は形骸化している。本年6月の審議会で諮り、審議会での森林地域縮小の変更の取り扱いを今後は会長専決(報告案件)とすることができるとした。

○提案県と同じく、森林の林地開発許可後、それに合わせる形で森林地域を見直す審議を国土利用審議会で行った際、委員から、形骸化だとの意見が出たこともある。

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。

○土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)」については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。

具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。

さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。

#### 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

##### (16)国土利用計画法(昭49法92)

土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

## 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番: 15

管理番号	110	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都道府県の土地利用基本計画の変更に係る国土交通大臣への協議の事後報告への変更				
提案団体	栃木県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき都道府県が土地利用計画(計画図)を変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、事後報告へ変更する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 【制度改正の必要性】

国土利用計画法第9条第14項の規定により、都道府県が策定する土地利用基本計画の変更は、国と協議を要することとされている。

計画書の変更については、協議の必要性を理解するが、計画図の変更(都市計画見直しに伴う都市地域の拡大又は縮小、市街化区域編入を伴う農業地域の縮小等)については、各個別規制法において、協議不要若しくは、事前に国の関係機関との調整が完了し、重複した手続きとなっており、特に平成23年度以降協議は書面の送付のみとなり、変更内容について国土交通大臣と調整したことはなく、形式的なものとなっているため、協議事項ではなく、簡易な資料による事後報告事項とすべきである。

## 根拠法令等

国土利用計画法第9条第14項

## 各府省からの第1次回答

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。

さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。

事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

国土利用計画法第9条第14項の規定に基づく、土地利用基本計画の計画図の変更に係る国土交通大臣への協議については、速やかに事後報告とすべきである。

## &lt;新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;

香川県

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。
- 土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。

具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。

さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。

平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

[再掲]

6【国土交通省】

(16)国土利用計画法(昭49法92)

土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



## 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番: 15

管理番号	213	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	土地利用基本計画の策定・変更に係る国土交通大臣への協議の意見聴取への変更				
提案団体	広島県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

国土利用計画法に基づき、都道府県が土地利用基本計画を策定・変更する際に義務付けられている国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取へ変更する。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 【制度改正の必要性】

土地利用基本計画を定める場合、あらかじめ国土交通大臣と協議することになっているが、計画策定・変更時に時間を要している(H25計画変更時には、国への協議を行ってから回答を得るまでに約1か月を要した。)。協議を廃止して意見聴取に変更することにより、現在の処理手順(①市町意見聴取→②国との事前調整→③審議会諮問→④国への協議)における④の廃止となり、約1か月間の期間短縮が図られる。

なお、同様の提案を昨年度行ったところ、対応方針では「提案の趣旨を踏まえ対応」と整理されたが、その内容は、「過去の国と都道府県との協議における国の指導事項等、計画変更に当たって有益な情報を地方公共団体に提供するなど、国と都道府県の協議の円滑化を図る」といった運用の改善に留まるもので、本県が求める国土交通大臣への協議に要する期間の短縮化にはつながらないと考える。

## 【懸念の解消】

国は、協議を行う理由として、個別規制法の地域・区域には、国の権限・関与に係るものが多く(都市計画や農業地域に係る大臣協議など)、あらかじめ調整が必要であることなどを挙げている。

事前調整が必要であることには異論ないが、都市計画決定等の事務が自治事務化され、用途地域等、都市計画決定の権限が移譲されるなど、土地利用基本計画の変更の中で最も件数が多い都市計画の分野で権限を有している関係市町との調整は意見聴取で対応していることから、同様に、国との調整も意見聴取で担保できるものとする。具体的には、意見照会を受けた国土交通省が、関係省庁に意見照会を行い、取りまとめ結果を都道府県に回答する制度を想定している。

## 根拠法令等

国土利用計画法第9条第10項、第14項

## 各府省からの第1次回答

「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる。」とされているところ、当省としては、まず本年6月に複数の都道府県を対象に運用実態に係るヒアリング行ったところである。今後は、より網羅的に運用実態を把握するため、本年7月から8月にかけて全都道府県に対してアンケートを実施する予定。

さらに、本年夏に国土利用計画が改定されることを踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画制度のあり方について、上記により把握された運用実態に基づき、本年秋に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げて論点整理を行う予定であるが、今般、土地利用基本計画に係る国への事前協議の廃止について要望を頂いたことから、同検討会において併せて検討してまいりたい。

事前協議については、検討会において一定の方向性が得られれば、全都道府県及び関係府省庁の意向を確認したうえで、国土利用計画法の改正の要否について検討してまいりたい。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

これまでの見直しにより、現行制度は同意を要しない「協議」とされていることや、国土利用計画法第10条の趣旨を踏まえると、土地利用基本計画と関連する法律による規制は整合することが関係機関、自治体に対して要請されていることから、都道府県が市町村から意見を聞くのと同様に、国からも意見聴取による調整を行うことで、必要な調整や連携を図ることができるものと考ええる。

また、現行制度における国土交通大臣との協議では、これまで指摘事項もなく、文書のやり取りのみの形式的なものとなっているなど、協議が形骸化していると言える。

こうしたことから、本県としては、協議前の事前調整の段階で必要な調整が十分できているものと考えており、協議のプロセスを義務化しておくことよりも、この事前調整のプロセスを市町村と同様に国からの意見聴取として位置付け、協議の手続きを廃止した方が手続きの迅速化や事務負担の軽減につながるものと考えている。

国土交通大臣への協議は、準備期間等を含めると、現在、作業開始から計画の告示まで7カ月を要しているが、提案による変更により、本県では5か月に短縮することが可能と見込まれる。

## &lt;新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;

香川県

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

## 【全国知事会】

土地利用基本計画の策定に当たっての国土交通大臣への協議を廃止し、意見聴取及び報告にするべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○事前協議の廃止等について、追加ヒアリングを行った上で、都道府県に対するアンケートを行う予定と認識しているが、2次ヒアリングの場で結果をお示しいただきたい。

○土地利用基本計画そもそもの議論とは切り離せることが分かった段階で、事前協議の廃止等について結論を出したいとのことだったが、2次ヒアリングまでには、切り離して検討を進めることができるかどうかについて判断を行うべきではないか。

## 各府省からの第2次回答

第1次回答で示したとおり、「平成26年の地方からの提案等に関する対応方針」として、「土地利用基本計画(9条)については、運用の実態を把握した上で論点を整理し、必要な措置を講ずる」とされているところ、当省としては、ヒアリング、アンケート、検討会等を通じて運用実態の把握、論点整理、及び運用改善・制度改正等も含めた必要な措置につき現在検討を行っているところ。

具体的には、本年6月に行ったヒアリングに加え、9月初旬にも複数の都道府県を対象に、国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議(事前協議)も含め、運用実態等に係るヒアリングを行ったところ。また、アンケートについては、全都道府県を対象に、9月中旬頃に発出しており国土交通大臣等国の関係行政機関の長への協議についても意見聴取している(一ヶ月程度かけて回答を回収し、結果を集計する予定)。なお、当該アンケートについては、必要に応じて分権担当部局の意見を聴くよう依頼している。

さらに、本年8月に改定された国土利用計画(全国計画)も踏まえ、計画を推進する方策としての土地利用基本計画のあり方につき、本年秋頃に都道府県の土地利用担当部局等をメンバーとする検討会を立ち上げ、論点整理を行うこととしている。当該検討会においては、ヒアリングやアンケートにより把握された運用実態も踏まえ、事前協議についても、議論していく予定。

## 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

〔再掲〕

## 6【国土交通省】

(16)国土利用計画法(昭49法92)

土地利用基本計画の策定及び変更に係る国土交通大臣に対する協議(9条)については、今後の経済社会情勢に即した土地利用基本計画制度の在り方の検討の状況及び都道府県の意向を踏まえ、廃止を含めた適切な在り方について検討し、平成28年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。



## 平成27年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 最終的な調整結果 重点事項通番: 12

管理番号	141	提案区分	B 地方に対する規制緩和	提案分野	土地利用(農地除く)
提案事項 (事項名)	都市公園における運動施設の敷地面積に関する規制緩和				
提案団体	岐阜県				
制度の所管・関係府省	国土交通省				

## 求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第8条の基準について、法第4条と同様に参酌基準とすることを求める。

## 具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

## 【制度改正の経緯】

本県では、平成24年に開催した「ぎふ清流国体」「ぎふ清流大会(全国障害者スポーツ大会)」を契機に、障がい者スポーツを含むスポーツに対する県民の関心が一層高まったところであり、これらの成果を次代に継承、発展させるため、平成25年3月「岐阜県清流の国スポーツ推進条例」を制定するとともに、その理念を具現化するため平成27年3月に「清流の国ぎふスポーツ推進計画」を策定したところである。また、平成27年2月に暫定版を策定した「『清流の国ぎふ』創生総合戦略」においても、スポーツによる地域振興と障がい者スポーツの推進等を主要施策に位置付けているところである。

施策の推進に当たって中核となる本県の都市公園「岐阜メモリアルセンター」については、県内スポーツの先導的な役割を果たす施設であり、体育館、野球場、陸上競技場等11施設を配する総合運動場として整備してきた。

## 【具体的支障事例】

施設の改修に加え、地域住民からも日頃から施設の充実の要望も受けていることから、ニーズを踏まえたスポーツ施設の検討を行いたいが、現在、建築面積及び運動施設の敷地面積が49.967%まで達していることから、運動施設の50%の敷地基準が支障となっている。

## 【制度改正の必要性と効果】

地域の実情に応じた都市公園の運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について、「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」としていただきたい。運動施設を現状の競技施設基準に適合した改修をすること、地域住民の新たなニーズに応えた運動施設等を設置すること、障がい者スポーツの推進のためのバリアフリーを設けることで、施設の利用者を増やし、地域活性化につなげる。

## 根拠法令等

都市公園法施行令第8条

## 各府省からの第1次回答

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。

運動施設は、公園施設として極めて重要なものであるが、都市公園設置の基本的目的からは、都市公園内には一般の人が自由に休息、散歩等の利用ができるオープンスペースを確保する必要があること等から、その敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。

仮に都市公園としてオープンスペースを確保することと比べて、その敷地面積の百分の五十を超えて運動施設を設置することが、より公共性が高いと公園管理者が判断される場合については、都市公園を廃止（都市計画公園の場合は、都市公園の都市計画を変更）し、その上で運動施設を設置することも考えられる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

本提案の都市公園は岐阜市の中心市街地に約23haの面積を有し、運動公園としての機能の他、岐阜市の都市基幹公園として緑地の拠点に位置付けられ、震災など緊急時には避難場所としての機能も果たすように広域避難場所の指定を受けている。

また、岐阜市における都市計画区域内の人口一人あたりの都市公園面積は9.28㎡で、全国平均10.03㎡を若干下回っている状況にあり（H25年度末時点）、これを廃止することは地域住民にも説明がつかないものとする。

本提案は施設を設置した時点では想定できなかった、競技施設に求められる施設基準の変更をもたらすルール改正や障がい者スポーツの振興等、スポーツ環境の変化により不足することとなった設備や機能について、最小限の改修により、国際大会等を実施することができるよう適合させるためのものである。運動施設の面積が百分の五十を大幅に超えるような大規模な拡張ではなく、あくまでも都市公園法の趣旨を踏まえて、オープンスペースを十分に確保したうえでの施設運用を望むものである。

都市公園の設置目的は、当県としても当然に理解しているところであるが、今回の国土交通省からの回答では、運動施設の割合の限度を百分の五十とする理由、百分の五十を僅かでも超えると都市公園の目的が達せられない理由が明らかにされていない。

百分の五十という基準を一律に課すことは、都市公園制度の運用として過度に固定的と思われる。自治体で地域のニーズを踏まえ、都市公園における運動施設以外のオープンスペースの絶対的な面積の大きさや運動施設の配置・構造、避難場所としての機能を考慮したうえで、弾力的な運用ができるように参酌基準とするのが望ましいと考える。

## &lt;新規共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)&gt;

草津市、京都府、高松市、小城市、延岡市

○中心市街地に運動施設を中心として、「地域のスポーツ実施率を高める活動拠点」、「中心市街地活性化に貢献する集客拠点」、「コミュニティを醸成する交流拠点」、「地域の安全・安心環境を高める交流拠点」を基本コンセプトとして、都市公園事業として体育館、多目的グラウンド、テニスコートを中心に緑とオープンスペースの整備に取り組んでおり、今後、開催を予定されている国民体育大会に対応し、さまざまな競技の受け入れに対応できるよう、施設の規模や機能の充実が求められている。

現在、都市公園内の運動施設については、敷地面積の50%以内とされており、本市が整備に先立ち策定した基本計画においては、都市公園内の運動施設率を49.3%としているが、今後も利用者等からテニスコートや多目的グラウンドの面積拡大の要望が予測されることから、地域の特性を考慮した規

制の緩和を求める。

○河川敷を占用し運動広場(グラウンド3面)を設けていたが、河川改修により消失することとなったため、その代替地の選定を進めているところである。

しかしながら既存の運動広場周辺において、一定規模の土地を確保することが難しい中、施行令の基準により、必要な運動施設(グラウンド3面)の倍以上の面積の土地の確保が必要となるが、その取得は非常に困難で、運動施設の規模を縮小せざるを得ない状況。

○都市公園の近くに優れた泉質の温泉がある保健福祉センターがあり、一帯を市の優良な資源と捉えその資源を磨く(整備する)ことで「健康」のまちづくりを進めていきたい。

現在の都市公園の運動施設の敷地面積は35.38%であるが、スポーツ(運動)は、健康のまちづくりの柱の一つであり、拠点となり得る施設の建設等の可能性も検討されているため、地域の実情や要望に応じた運営ができるよう、都市公園に設ける運動施設の敷地面積について「法令の基準を参酌し、地方公共団体の条例で定める範囲」とすることに賛同する。

○運動施設の50%敷地基準について緩和されると助かる。今後、国体開催等に伴い施設改修等が必要となった際には、支障となり得る。

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

公園施設の設置に関する基準については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、廃止若しくは条例に委任する、又は条例による補正を許容するべきである。

##### 【全国市長会】

提案団体の意見を尊重されたい。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで、都市公園を廃止し、別の施設に転換することは、地方公共団体が取り得る選択肢として想定し難く、また、施設の財政上の取り扱いも異なることとなることから、困難ではないか。

○都市公園のオープンスペースとしての機能を維持することは重要であるが、運動施設の敷地面積割合がわずかに100分の50を超えるだけで直ちにその機能を失うこととなるのか。緑地面積について、面積割合と絶対値等とを掛け合わせたものとする等、地域の実情に応じ、都市公園に求められる機能の多様化に対応できるようにするため、基準について弾力性を持たせる方向で検討すべきではないか。

○近年、都市公園には防災拠点としての役割も求められている。災害時には運動施設でも避難者を受け入れる等の協定を事前に結んでいた場合等には、運動施設も含めてオープンスペースとしてとらえても問題ないのではないか。

#### 各府省からの第2次回答

都市公園は、本来、屋外における休息、運動等のレクリエーション活動を行う場であり、ヒートアイランド現象の緩和等の都市環境の改善、生物多様性の確保等に大きな効用を発揮する緑地を確保するとともに、地震等災害時における避難地等としての機能を目的とする施設であることから、原則として建築物によって建ぺいされない公共オープンスペースとしての基本的性格を有するものである。そのため、運動施設の敷地面積の総計は、当該都市公園の敷地面積の百分の五十を超えてはならないとしている。運動施設の敷地面積が百分の五十を超える場合、運動施設が全体の敷地面積の過半を占めることとなり、都市公園の基本的性格が失われてしまう。

以上の理由から、百分の五十を参酌基準化することは困難である。

#### 平成27年の地方からの提案等に関する対応方針(平成27年12月22日閣議決定)記載内容

##### 6【国土交通省】

(9)都市公園法(昭31法79)

(i)都市公園の敷地面積における運動施設の敷地面積の割合の上限(施行令8条1項)については、政令を改正し、基準を弾力化する。

具体的な制度設計については、都市公園における運動施設の設置の状況や地方公共団体の意向等を調査し、平成28年中に結論を得る。





## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番:2

(8月4日 第41回専門部会にて審議)

管理番号

80

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

## 提案事項(事項名)

都市公園における設置可能な施設に関する規制緩和

## 提案団体

釧路市

## 制度の所管・関係府省

国土交通省

## 求める措置の具体的内容

都市公園法第2条第2項に定める都市公園に設けられる施設に児童福祉法に定める児童館の追加を求める

## 具体的な支障事例

## 【制度改正の経緯】

地方都市では、人口の減少、少子高齢化の進行への対策が課題となっており、釧路市においても平成27年2月には少子化問題に対応すべく、「釧路市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、同年9月には「釧路市公共施設等総合管理計画」を策定し、今後予想される人口減少に対応した持続可能なまちづくりに取り組んでいる。

## 【具体的支障事例】

2つの地区会館と児童センターを統合した複合施設の建設を予定している地区には、建設に適した市有地がなく、街区公園内が建設候補地となっている。しかし、公園内に設置が認められる施設には地区会館の主な用途である集会所の規定はあるが、児童福祉法に定められている児童館や複合施設については定められてはいない。

## 制度改正による効果（提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等）

## 【制度改正の必要性と効果】

地域のコミュニティ活動の拠点と、子どもたちが放課後に安全に過ごすことのできる複合施設の公園内への設置は、幼児から高齢者まで幅広い世代が交流する地域コミュニティの中心を担う施設という都市公園の新たな活用のモデルとなり、子どもと子育て世代が暮らしやすい生活環境の充実や、高齢化、加入率の低下が課題となっている町内会活動にも新たな活動促進の手助けとなる。

また、施設の集約化・複合化により、今後70年間の総額で、ライフサイクルコスト試算では約3億7千万円、管理運営費用では約5,600万円の縮減が可能と見込まれる。

なお、市民一人当たりの公園面積は今年度新規2公園 19,400㎡の整備により、23.79㎡と十分に確保される見込みである。

## 根拠法令等

都市公園法第2条第2項  
都市公園法施行令第5条

## 追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例（主なもの）

北海道、倉敷市

○公共施設等総合管理計画を策定し、公共資産の保有量の縮減に向けて調整を進める段階に来ている。  
 公共施設の集約化・複合化を進め、機能集約した公共施設を設置する場合に、新たな用地取得を行うのではなく、街区公園などの用途変更を行って、施設敷地として活用したい。元来、住宅地域に設置されている公園は、福祉関連施設、コミュニティ活動関連施設などの設置場所として、適しており、活動促進に有効だけでなく、市財政負担の軽減にも寄与すると考えられる。  
 ○都市公園内に、公園施設以外の建築物を設置すると、都市公園としてのオープンスペースが失われ、オープンスペースがあることによって発揮される都市公園の効用が発揮されない恐れがある。  
 一方、地域において児童に健全な遊びを与えることにより、その健康を増進し、又は情操を豊かにすることを目的し、不特定多数の児童が利用可能な施設であれば、都市公園の効用を全うする施設と考えられる。  
 オープンスペースとしての効用は、都市公園法第4条に定める、建ぺい率の基準により担保されることを斟酌すれば、上記施設を都市公園法第2条第2項に定める公園施設とすることの検討は妥当と考えられる。

## 各府省からの第1次回答

児童館については、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。  
 また、複合施設についても、当該施設を構成する各施設が公園施設に該当するものであれば設置可能である。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

- ・現行法及び政令から児童館を設置可能と判断する事は困難である。
- ・全国で都市公園内に児童館を設置している事例が存在することからも、既成事実として児童館は都市公園の効用をまっとうする施設として認められている。
- ・地方創生が課題となっている地方都市において、都市公園の機能を活かした個性豊かなまちづくりを実現するためにも実情に合わせ、解釈としての許可ではなく、設置可能施設として「児童館」及び「複合施設」の明記を求める。
- ・また、公園内に設置可能な施設を明記することは、国が進めている「コンパクトなまちづくり」においても、公共施設の再配置や集約を検討するうえで有効であり、施策の推進が図られる。

## 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

## 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

**【全国知事会】**  
 都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。  
 なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

**【全国市長会】**  
 事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

## 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

- 施行令第5条5項の教養施設には社会教育関連施設が主に記載されており、この規定によって児童館を設置することは不可能と地方公共団体から受け取られても仕方がない。  
 児童館の設置も認められるのであれば、それも政令に明記すべきではないか。
- 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。
- そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令第5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効

用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。

#### 各府省からの第2次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。

児童館については、提案団体からの見解においてご指摘いただいているとおり、都市公園の効用を全うする施設であると公園管理者が判断し、都市公園法施行令第5条第5項第1号の「体験学習施設」や同条第8項の「集会所」として設置されている事例が多数存在する。

また、公園管理者が、公園施設として児童館を明確に位置付けたい場合には、都市公園法施行令第5条第2項第2号、同条第3項第2号、同条第4項第2号、同条第5項第2号の規定に基づき、地方公共団体が条例により当該児童館の性格に応じて「休養施設」、「遊戯施設」、「運動施設」、「教養施設」に児童館を追加することも可能である。条例による公園施設の追加については、地方公共団体が地域のニーズに速やかに対応できるよう、地方分権改革推進会議の指摘を受けて措置したものであり、是非ご活用いただきたい。

上記のとおり、児童館を公園施設として都市公園内に設置することは、現行制度において想定されており、実際に事例も多数存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。

## 平成28年 地方分権改革に関する提案募集 提案事項

国土交通省 第2次回答

重点事項通番: 2

(8月4日 第41回専門部会にて審議)

管理番号

278

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

土地利用(農地除く)

提案事項(事項名)

都市公園内への町会自治会等地縁団体の会館設置に対する規制緩和

提案団体

八王子市

制度の所管・関係府省

国土交通省

求める措置の具体的内容

都市公園法施行令第5条第8項の「法第2条第2項第9号の政令で定める施設」の中に、地縁団体の会館施設を加えるよう、同施行令の改正を求める。

具体的な支障事例

## 【提案の背景】

地域のコミュニティの醸成、防災機能、文化継承機能等地縁団体の果たす役割は大きい。しかしながら、地縁団体の活動拠点となる会館施設を設けるための用地の確保が困難となっている。会館を所有していない地縁団体は、会議や打ち合わせができる場所(会館)がないことから、子どもと高齢者とのふれあいイベント、災害対応などの市民への意識啓発、近隣住民への文化の伝承等、地縁団体活動の活性化に支障をきたしている。

## 【支障事例】

本市内の地縁団体である町会自治会の中には、地域内や近隣に用地を確保できず会館を持っていない団体も数多くあり(572団体のうち130団体が所有していない)、近隣の都市公園内を会館用地として活用させてほしいとの要望も受けている。八王子市内の都市公園面積は十分に確保されており(平成27年4月1日現在、八王子市の1人当たりの都市公園面積は11.74㎡)、また、会館を設置するとしても必要最小限の規模が想定され、都市公園法の第4条に定める「公園施設として設けられる建築物の建築面積の総計が当該都市公園の敷地面積に対する割合は100分の2以内」の規定の範囲にとどまると見込まれる。都市公園の重要な目的であるオープンスペースの確保が十分達成されているにもかかわらず、都市公園法施行令第5条第8項の規定の中に「地縁団体の会館」との記載がないことから公園内に建設することができない。

制度改正による効果(提案の実現による住民の利便性の向上・行政の効率化等)

地域コミュニティの核である、地縁団体の加入率は、平成16年度67.7%であったものが、平成27年度には60.1%まで下がり、年々活動が縮小してきている。公園内への設置が可能となることにより、地縁団体の活動拠点の確保が容易になり、地域コミュニティの醸成につながることに加え、災害時の避難所の確保など、都市が抱える課題である防災機能の強化にも資するものである。

根拠法令等

都市公園法第2条  
都市公園法施行令第5条

追加共同提案団体及び当該団体等から示された支障事例(主なもの)

—

○【現状・課題】自治会館を所有している自治会が、会館の構造の問題や地権者の相続の問題等を理由に現施設の移設を検討する必要が生じることがあり、その移設先となる土地がない現状がある。

【制度改正の必要性等】制度改正により都市公園内への自治会館設置に対する規制緩和が実現すれば、都市公園が上記のような問題を抱えている自治会の自治会館移設先の候補地とすることができ、地域コミュニティの醸成に寄与できるものと考えますが、公園管理者との協議が必要である。

○本市においても、同様の要望・相談は自治会から上がることがあり、柔軟な対応が可能であれば、自治会館の建設に資するものと考えられる。

#### 各府省からの第1次回答

地縁団体の会館施設については、都市公園法施行令第5条第8項に規定する「集会所」として設置することが可能であり、実際に、複数の都市公園内に設置されている。

なお、特定の団体以外全く利用できない施設など、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑み、公園施設として設置することが不相当である場合も考えられるため、いくつかの地方公共団体においては、地縁団体の会館施設の設置に関する許可基準や取扱要綱を定め、当該施設が都市公園の効用に資する施設として適切であるかについての明確な基準を示した上で、設置の可否を判断しており、参考にされたい。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの見解

現行法令上の規定で地縁団体の会館施設を設置可能であるとのことであるが、一般に地縁団体の構成員が占有する会館を、広く市民の利用に供することが前提となる「集会所」として設置することが可能であると解釈することは困難であり、政令を改正し地縁団体の会館を設置可能である旨明記するか、少なくとも技術的助言によりその旨を明確化することが必要であると考えます。

また、公園施設として設置することが不相当である場合も考えられるとのことであるが、共助社会づくりを目指す中で、地縁団体は地域コミュニティの中核的な存在であり、公益的な活動を担っている実態に鑑み、規制緩和を求めるものである。複数の自治体において都市公園内に地縁団体の会館が設置されているという実態を鑑みると、その基準について各自治体の許可基準や取扱要綱に委ねるのではなく、法を所管する国土交通省において明確な基準を定めるべきであると考えます。

なお、都市公園内への施設設置が明確に可能となれば、市街地に必要な施設を設置する公共用地がない場合でも、都市公園内への施設設置によりコンパクトシティの推進が図られる等、本提案は国土交通省が推進する施策と方向性が一致するものであり、施策の推進に貢献するものであると考えている。

#### 各府省からの第1次回答を踏まえた追加共同提案団体からの見解

—

#### 全国知事会・全国市長会・全国町村会からの意見

##### 【全国知事会】

都市公園における設置可能な施設については、地方分権改革推進委員会第2次勧告の趣旨を踏まえ、条例に委任する、又は条例による補正を許容すべきである。

なお、所管省からの回答が「現行規定により対応可能」となっているが、事実関係について提案団体との間で十分確認を行うべきである。

##### 【全国市長会】

事実関係について提案団体との間で十分確認を行なうべきである。

#### 提案募集検討専門部会からの主な再検討の視点(重点事項)

○ 地縁団体の会館施設については、「集会所」では読みにくいことから、施行令第5条8項に明記すべきではないか。

○ 本提案は都市公園に対する地域のニーズの高さを示すものであり、児童館や地縁団体の会館施設を公園に設置できる施設として個別に政令に記載することで、都市公園が果たす役割(コンパクトシティの推進等)を前向きにアピール出来るのではないか。

○ そもそも、地方公共団体の設置に係る都市公園については、「都市公園の効用を全うする施設」(法2条2項9号・施行令5条8項)を当該地方公共団体が条例で定められることとしてもよいのではないか(「都市公園の効用を全うする」かの判断は地方公共団体が行う)。

## 各府省からの第2次回答

設置しようとする施設が公園施設に該当するか否かについては、公園管理者が、当該施設の機能や利用形態を当該都市公園の設置目的や性格に照らして具体的に判断するものであり、現行制度においては、その解釈を柔軟に行うことが可能となっている。

都市公園法施行令第5条第8項の「集会所」については、必ずしも常時公衆の利用に開放されているものに限られるわけではなく、地縁団体の会館が「集会所」に該当する余地は十分にあり、実際に、多数の設置事例が存在するところであるが、地方公共団体に通知によりその旨周知を図ってまいりたい。

一方で、特定の団体が占有する排他独占的な施設については、都市公園が一般公衆の自由な利用に供することを目的とする公共施設であることに鑑みれば、当該施設が都市公園の効用を全うするものであるとは言い難く、公園施設としての設置は困難であると考えられる。

このような施設の設置が都市公園としての利用よりも公益上重要であると判断される場合には、当該都市公園の一部を廃止し、当該施設を設置することは可能である。なお、都市機能の集約化の推進等に応じた都市公園の廃止に係る考え方は、平成 28 年 8 月 3 日付けの通知(太陽電池発電施設の都市公園占用の取扱い及び都市公園の保存規定の取扱いについて)においてお示した通りであり、参考にされたい。